

# 総務協議会協議事項

[ 日時 令和6年2月21日(水)  
午前10時  
場所 第一委員会室 ]

## ○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）の概要について
- 2 新市建設計画の変更について
- 3 令和6年度「市長との公民館サロン」について
- 4 八戸市連合町内会活動活性化交付金について
- 5 広報はちのへ配達業務の一本化について
- 6 八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について
- 7 包括外部監査契約の締結について
- 8 庁舎売店の開店予定日の延期について
- 9 八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について
- 10 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分について
- 11 八戸市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正（案）の概要について
- 12 八戸市職員の給与に関する条例の一部改正（案）の概要について

- 13 令和5年度八戸市職員採用試験の実施状況について
- 14 八戸市個人番号の利用に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 15 八戸市窓口業務改革プロジェクトについて
- 16 本庁舎におけるフリーWi-Fi の整備について
- 17 はちのへ JP「びょういんチャンネル」のリニューアルについて
- 18 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 19 八戸市奨学金条例の一部改正（案）の概要について
- 20 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 21 学校給食費の改定について
- 22 八戸市教育委員会と国立大学法人弘前大学教育学部附属次世代ウェルビーイング研究センター・大学院医学研究科附属健康未来イノベーションセンターとの連携協定締結について
- 23 八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議の概要について
- 24 三八視聴覚教育協議会の廃止について
- 25 八戸市立図書館冷房設備等更新工事に伴う休館中のサービスについて
- 26 八戸工業大学・八戸市博物館共同研究成果品のGIGAスクール端末での活用について

## 八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額を引き上げるためのものである。

### 2 改正の内容

(1) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 8,900 円から 9,100 円に引き上げる。

(2) 補償基礎額表 (単位 : 円)

階級	勤続年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,500 (12,440)	13,350 (13,320)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)
部長、班長及び団員	9,100 ( 8,900)	9,950 ( 9,790)	10,800 (10,670)

備考 : ( ) 内は現行の補償基礎額

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 新市建設計画の変更について

### 1. 新市建設計画の概要

平成17年に合併した旧八戸市と旧南郷村の速やかな一体化を促進し、それぞれの魅力を活かしたまちづくりを進めるため、合併特例法に基づく市町村建設計画として、合併後の新市の将来都市像や都市づくりの基本方針等について定めたもの。本計画に位置付けた事業について、合併特例債を活用することができる。

### 2. 変更の理由

新市建設計画の計画期間は、合併特例法に基づく財政措置期間（合併特例債の発行可能期間）に合わせ、平成17年度から平成36年度（令和6年度）までの20年間としてきたが、平成30年4月の「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、合併特例債の発行期間が延長可能となったことを受け、合併特例債の有効活用を通じ、現計画の掲載事業の一層の推進を図るため、計画期間を5年間延長するもの。

### 3. 計画の変更点

計画期間の延長のために必要となる部分を中心に変更する。

#### 【主な変更点】

項目	変更前	変更後
計画期間	平成17～36年度（20年間）	平成17～令和11年度（25年間）
人口等統計値	平成22年国勢調査値等	令和2年国勢調査値等を追加
財政計画	平成17～36年度（20年間）	平成17～令和11年度（25年間） (令和4年度までは実績値)

### 4. 主要事業

新市建設の基本方針を実現するための具体的な施策として示す主要事業については、現計画の内容を引き続き掲載する。

### 5. 今後の予定

本計画の変更について、令和6年3月市議会定例会へ提案。

## 令和6年度「市長との公民館サロン」について

1. 目的 市長と地域住民が気軽に雰囲気で対話をすることにより、地域の現状や課題について相互理解を深めるとともに、地域の担い手育成や地域の特色を活かした地域づくりに向けて地域住民と行政が共に考え、実践するため、「市長との公民館サロン」を開催する。
2. 特徴 市長と地域とのネットワークづくりを基本に、地域課題の解決に向けて具体的な方策を共に考え、実践していくため、以下の3点を特徴とする。
- ①共通テーマを設定  
「みんなで取り組む地域づくり」を全地域の共通テーマに設定。地域の担い手育成や地域活性化等の課題解決に向けて、市長と地域の代表者10名程度が気軽に雰囲気の中で直接対話する。
  - ②「対話」を深める工夫  
これまでの公民館サロンで出された地域テーマの対応状況について市長から説明を行う時間や、出席者が市長と自由に話せる「フリートークタイム」を設け、対話を深める。
  - ③フォローアップ充実  
話し合った内容の実践に向けて、地域に対する「連合町内会活動活性化交付金」等の支援や、課題解決に向けた継続協議の場を設けるなど、市において継続的なフォローアップを行う。
3. 開催方法 市内38連合町内会を対象とする公募制
4. 開催回数 年間10回程度（応募多数の場合は調整）※令和7年度以降も開催予定
5. テーマ 「みんなで取り組む地域づくり」を共通テーマとし、地域の担い手育成や地域の活性化に向け、地域資源や地域の個性を活かして各連合町内会と市の協働による取組について考え、実践する。
6. 参加者 ①連合町内会長や町内会役員、地域で特徴的な活動をしている方など地域の代表者（10名程度）  
②市長、市民連携推進課  
※このほか、地域の希望に応じて傍聴者を受け入れる
7. 進捗管理 ①令和4～5年度に開催した公民館サロンで取り上げられたテーマについては、引き続き市民連携推進課において進捗管理を行う。地域との継続協議が必要な案件については、隨時、地域と担当課との協議の場を設ける。  
②令和6年度以降の公民館サロンについては、市民連携推進課で要約形式の議事録を作成し、対応方針と共に市長へ報告するとともに、「八戸市連合町内会活動活性化交付金」等の支援制度の活用を促しながら、地域活動をフォローアップしていく。
8. スケジュール（予定）
- ・令和6年4～5月 各連合町内会へ案内、開催希望の受付、開催地域決定
  - ・令和6年6～12月 各地域で公民館サロンを開催
  - ・令和7年2月 「38連合町内会長による情報交換会」で成果報告

<参考> 「市長との公民館サロン」事業の検証について

令和6年度以降の「市長との公民館サロン」の開催にあたり、開催方法や意見交換を行ったテーマ等、これまでの公民館サロンの内容について検証を行ったもの。

(1) 開催期間

令和4年4月～令和5年11月

(2) 開催地区

市内 25か所（24公民館単位での開催、南郷地区は南郷西と島守の2か所で開催）

(3) 地域テーマ数

224件

(4) 対応状況（令和6年1月末時点）

対 応	件 数	備 考
対応済み	30件	市において対応し、課題解決に至ったもの
対応予定（今年度中）	3件	課題解決に向けて年度内の対応を予定しているもの
対応予定（次年度以降）	26件	課題解決に向けて、予算計上や外部機関との調整等が必要なため、次年度以降の対応となるもの
説明済み（地域了承）	149件	すぐの課題解決や対応が困難だが、市の対応方針や今後の見通しを地域に説明し了承を得たもの
継続協議	16件	課題解決に向けて、市と地域が引き続き協議するもの
合 計	224件	

(5) 主な地域テーマの対応状況

地区名	サロン開催年月日	成 果
	テーマ	
湊	R4.5.16	H26～28 年度に実施していた防災士養成講座受講者へ受講料等に対する補助制度を R5 年度に復活
	防災リーダーの育成	
南浜	R4.8.23	新潮観荘整備に向けた機運を高めるためのソフト事業として、「吉田初三郎パネル展」を開催
	新潮観荘整備事業	
上長	R4.11.1	県が実施する実証事業を地域に打診し、了解を得て、R5.11～R6.1 に買い物支援バスの実証運行を実施
	地域内における交通手段の確保	
下長	R4.11.16	アパート・貸家の管理会社に対してアパート専用ごみ箱設置の検討を依頼、設置された箇所があつた
	ごみ集積所について	
根城 鮫	R4.9.2（根城） R5.5.17（鮫）	市の支援制度である「地域の底力」実践プロジェクト促進事業を活用した地域主体の取組の実施
	各団体の後継者・担い手の育成	
小中野 江陽	R5.5.29（小中野） R5.8.9（江陽）	地域の要望を受け、民間ビルを津波避難ビルとして使用する協定を締結
	津波を伴う地震の際の避難場所	

## (6) 令和6年度に対応予定の主な地域テーマ

地区名	サロン開催年月日	対応内容（予定）
	テーマ	
南郷西 他3地区	R4.7.8	部活動指導員を2名増員、部活動地域移行体制支援アドバイザーを新たに配置
	小・中学校の部活動の充実	
東	R5.7.24	街路樹根株の処理を行う 遊歩道内植樹枠の根上がり対策
	遊歩道内植樹枠の根上がり対策	
白銀南	R5.9.28	地域集会所ホール床の修繕 岬台地域集会所の管理
	岬台地域集会所の管理	
豊崎	R5.10.31	準中型免許取得に係る補助金制度を新設 消防団員の確保
	消防団員の確保	
柏崎	R5.11.15	市委託料の基準額を国基準額まで引き上げ 放課後児童クラブ
	放課後児童クラブ	

## (7) 公民館サロン開催に関する地域の評価

公民館サロン終了後に、出席者からサロン開催に関する感想を伺っている。どの地区も共通して「市長と直接対話できる場があることはありがたい」との声が挙がっており、継続開催が望まれている。一方、改善を望む声としては、地域の出席者や発言者の拡大、市長とのフリートークの時間の確保、話しやすい雰囲気づくりといった意見があった。

## (8) 総括

- ①公民館サロンでは、地域の声を聞いて市政運営の参考として終わりにするのではなく、全てのテーマについて市長が直接地域から状況を聞いて、市の考え方や対応方針を地域の代表者に丁寧に説明するとともに、課題解決に向けたフォローアップを継続して行うなど、市政運営に反映している。
- ②公民館サロンは、市民目線のまちづくりを推進する上で、地域の生の声を伺い、課題解決に向けて地域と行政が一緒に考える場として大変重要な取組であるとともに、地域からも継続開催を望まれている取組でもあり、地域と行政が共通認識を持ち、地域課題の解決を図るために出発点としての役割を果たしている。
- ③これまでの公民館サロンを通して、地域の担い手育成や地域の活性化が全地域共通の課題として浮き彫りになったことから、来年度の公民館サロンは、市長と地域とのネットワークづくりを基本に、課題解決に向けて地域に寄り添い、具体的な方策を地域と共に考え、実践する場となるように取り組む。

## (9) これまでの公民館サロンとの比較

項目	令和6年度以降	令和4・5年度
対象	連合町内会単位で 38 地域	公民館単位で 25 地域
開催方法	公募制	市が地域と調整して決定
年間開催回数	10 回程度（応募多数の場合は調整）	R4 年度 13 回／R5 年度 12 回
地域テーマ	「みんなで取り組む地域づくり」を全地域の共通テーマとして設定	地域から提案された 5 件程度のテーマを設定
参加者の範囲	連合町内会長や役員、地域で特徴的な活動をされている方など 10 名前後	連合町内会長や役員を中心に 10 名前後
市長の現地視察	テーマに関する場所や活動の視察のほか、必要に応じて市長が地域活動に参加・体験する場を設ける	テーマに関する場所や活動を視察
傍聴者	地域の要望に応じて 10 名程度	地域の要望に応じて 2～3 名程度
フリートーク	地域テーマ以外の発言ができる場として 10 分程度の時間を設ける。発言は市政への参考意見として扱う	時間に余裕があった場合にのみ対応
地域への回答	地域への回答が必要なものについて、後日担当課から地域の代表者へ書面及び口頭にて回答	後日担当課から地域の代表者へ口頭にて回答
フォローアップ	サロンの冒頭で市長からこれまでの対応状況を報告。また、これまでの地域テーマの進捗状況は引き続き市民連携推進課で管理するとともに、新たな地域課題について、担当課や地域と連携しながらフォローアップを行う	市民連携推進課で担当課から聞き取りを行い、全ての地域テーマの進捗状況を管理し、二役に定期報告

## 八戸市連合町内会活動活性化交付金について

公民館サロンにより浮き彫りとなった町内会役員の高齢化や地域の担い手育成等の課題解決に向けて、連合町内会の基盤強化や地域負担の軽減を図るため、連合町内会を対象とする交付金制度を新設する。

### 1. 内容

地域の振興及び発展を図るために取組を進めている連合町内会の活動を支援するもの。

### 2. 対象

市内 38 連合町内会

### 3. 令和6年度予算額

5,700 千円

### 4. 支援内容

以下の活動に取り組む連合町内会に対して交付金による支援を行う。（複数活動に取り組む場合は、交付金が合算される。）

活動項目	活動例	交付金額
a.町内会加入促進活動	訪問勧誘、加入窓口開設、勧誘チラシ・ポスター作成等	50,000 円
b.広報活動	広報誌作成・配布、掲示板の設置・補修等	50,000 円
c.コミュニティ活動	夏祭り開催、外国人との交流イベント実施等	50,000 円
d.デジタル化推進活動	ホームページ開設・運営、地域住民向け勉強会開催等	100,000 円
e.地域オリジナル活動	地域の底力事業の継続・拡充、フランワーポットの補修等、上記にない地域独自の取組	50,000 円

※上記全ての取り組んだ場合、最大 300 千円の交付金が受けられる。

※市からの委託料や補助金等を受けて行われている活動は対象外。

### 5. スケジュール（予定）

- ・令和6年4～5月 各連合町内会へ案内
- ・令和6年6月 申請受付・書類審査
- ・令和6年7月以降 交付金支給開始

### 6. 備考

予算上限を超える金額の申請があった場合は、各連合町内会との調整を図る。

## 広報はちのへ配達業務の一本化について

### 1 広報はちのへの概要

市の施策や事業について市民に情報共有して理解を深めてもらい、市政への参加を促進するほか、イベントや行事等を広くお知らせするため、広報はちのへを発行し、無償で配布している。

発行頻度	毎月1回（20日発行）
発行部数	約98,000部
配布先	市内各戸、公民館等の市公共施設

### 2 令和6年度からの配布方法

広報の配布方法は、業者による各戸配布と行政員による配布の2種類があり、平成20年度から各町内会の選択制になっているが、町内会の負担軽減や配布業務効率化のため、令和6年度から業者全戸配布へ一本化する。

(参考)

令和6年2月号（97,600部発行）の部数	
(1) 委託業者による各戸配布（マンション宅配、業者予備含む）	約93,100部
(2) 行政員による各戸配布	約3,000部
(3) 本館・別館案内、公民館等への設置	約1,500部

### 3 スケジュール

令和5年度	3月	入札手續、八戸市行政員規則の廃止
令和6年度	4月1日	配布業者との契約締結
	4月中旬	令和6年5月号 業者全戸配布開始

## 八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

観光振興審議会及び天然記念物燕島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議を設置するとともに、スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会の担任する事務に体育施設の将来的な整備の方向性に関する事項を追加し、体育施設整備検討委員会及び天然記念物燕島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議を廃止するためのものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 八戸市附属機関設置条例

##### ① 新設する附属機関

名称	担任する事務
八戸市観光振興審議会	(1) 八戸市観光振興プランについて重要な事項の調査審議に関すること。 (2) 観光振興施策に関し必要な事項について意見を述べること。
八戸市天然記念物燕島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議	天然記念物燕島ウミネコ繁殖地の保存活用計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。

##### ② 一部改正のある附属機関

	名称	担任する事務
改正後	八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会	(1) 八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議に関すること。 (2) スポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について意見を述べること。 (3) 体育施設の将来的な整備の方向性について調査及び検討をし、意見を述べること。
改正前	八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会	(1) 八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議に関すること。 (2) スポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について意見を述べること。

##### ③ 廃止する附属機関

名称	担任する事務
八戸市体育施設整備検討委員会	体育施設の将来的な整備の方向性について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市天然記念物燕島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議	(1) 天然記念物燕島ウミネコ繁殖地に係る重要な事項の調査審議に関すること。 (2) 天然記念物燕島ウミネコ繁殖地に係る調査に関し必要な事項について意見を述べること。

#### (2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

上記(1)の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める別表を一部改正

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 包括外部監査契約の締結について

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、令和6年度における包括外部監査契約を以下のとおり締結するもの。

### 1 契約の始期

令和6年4月1日

### 2 契約者

令和4年度及び令和5年度の当市における監査の経験を生かして、次年度の監査が適正に実施されることが期待されるとともに、八戸市監査委員へ意見照会した結果、異議がない旨の回答を得たため、以下の者を契約者とするものである。

- (1) 住所 青森県弘前市大字城南五丁目3番地21
- (2) 氏名 鈴木 崇大
- (3) 資格 公認会計士

### 3 今後の予定

- 令和6年2月 市議会定例会へ議案提出
- 令和6年4月1日 包括外部監査契約締結及び告示  
監査の実施
- 令和7年2月 監査結果の報告

<参考：地方自治法>

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- (1) 都道府県
- (2) 政令で定める市（※中核市が該当）

(略)

## 庁舎売店の開店予定日の延期について

令和5年12月に庁舎売店の運営事業者に決定した株式会社ファミリーマートからの申し出により、以下のとおり開店予定日を延期するもの。

### 1 開店予定日

変更前 令和6年2月下旬

変更後 令和6年3月13日（予定）

### 2 延期の理由

資材高騰による工事費用の見直し及び電線資材の全国的な供給不足による工期の見直しにより不測の日数を要したため

## 八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について

### 1 改正の理由

国立大学法人法の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの

### 2 改正の内容

国立大学法人法の一部改正に伴い、八戸市職員退職手当支給条例において引用している、国立大学法人法の附則第7項中「第35条」を「第35条の2」に改めるものである。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

### 4 処分年月日

令和6年2月9日

## 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例 の制定の専決処分について

### 1 改正の理由

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの

### 2 改正の内容

各条例において引用する地方自治法及び同法施行令の条項を改正するもの。

#### (1) 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正

引用法令	改正前	改正後
地方自治法	第243条の2第1項	第243条の2の7第1項
	第243条の2の2第3項	第243条の2の8第3項
地方自治法施行令	第173条第1項第1号	第173条の4第1項第1号

#### (2) 八戸市監査委員に関する条例の一部改正

引用法令	改正前	改正後
地方自治法	第243条の2の2第3項	第243条の2の8第3項
	第243条の2の2第8項後段	第243条の2の8第8項後段

#### (3) 八戸市議会の同意を得るべき公営企業の職員の賠償責任の免除を定める条例の一部改正

引用法令	改正前	改正後
地方自治法	第243条の2の2第8項	第243条の2の8第8項

### 3 施行期日

令和6年4月1日

### 4 処分年月日

令和6年2月9日

## 八戸市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

会計年度任用職員に勤勉手当を支給する等、関係条例について所要の改正をするためのもの。

### 2 改正する条例及び内容

改正する条例	改正の内容
八戸市職員の育児休業等に関する条例	育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に関し、会計年度任用職員を支給対象外としている規定を削除
八戸市職員の給与に関する条例	
八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例	
八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	会計年度任用職員(フルタイム・パートタイム)に支給する給与の種類に勤勉手当を追加
八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 八戸市職員の給与に関する条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

職員の給与から青森県教育厚生会の会費等を控除できることとし、その他規定の整備をするためのもの。

### 2 改正の内容

条例第21条に規定する給与から控除できるものに以下を追加する他、規定の整備をする。

(6) 青森県教育厚生会の会費、掛金及び償還金、同会で取り扱う各種保険料並びに  
同会が行う事業に対する支払金

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 令和5年度八戸市職員採用試験の実施状況について

### 1 大学行政・短大（技術職）・社会人対象

- (1) 第一次試験 令和5年6月18日（日）  
 於 八戸商工会館（大学卒業程度・短大卒業程度（技術職））  
 於 八戸市庁（社会人対象）
- (2) 第二次試験 令和5年7月26日（水）～28日（金） 於 八戸市庁
- (3) 合格発表 令和5年8月24日（木）
- (4) 実施状況 次表のとおり

職種	採用予定者数	申込者数(a)	受験者数(b)	受験率 b/a(%)	第一次合格者数	第二次合格者数(c)		最終受験倍率 b/c
						内定	名簿登載	
大学行政	13	71	62	87.3	29	14	3	3.6
社会人事務	4	32	30	93.8	11	4	1	6.0
大学土木	1	3	3	100.0	2			
短大土木		2	2	100.0	2	1		2.0
社会人土木	1	2	2	100.0	1	1		2.0
大学建築	1	2	2	100.0	1	1		2.0
短大建築		0	-	-	-			
社会人建築	1	0	-	-	-			
大学電気	2	0	-	-	-			
短大電気		0	-	-	-			
社会人電気	1	1	1	100.0	0			
大学機械	2	2	2	100.0	1			
短大機械		0	-	-	-			
社会人機械	1	2	2	100.0	2	1		2.0
大学化学	2	3	3	100.0	2	2		1.5
社会人化学	1	0	-	-	-			
大学水産	1	0	-	-	-			
大学農業	1	2	2	100.0	2	1		2.0
合計	32	122	111	91.0	53	25	4	3.8

※ 第二次合格者のうち「名簿登載」は、採用の内定ではなく、採用内定者の辞退等により欠員が生じ、新たに採用が必要と判断した場合に、名簿登載順に内定者とするもの。

2 短大事務・高校事務、障がい者、高校土木、司書、保健師、社会福祉士、学芸員(考古)、社会人建築

- (1) 第一次試験 ①令和5年9月17日(日) 於 八戸市庁(障がい者、学芸員(考古))  
 ②令和5年9月24日(日) 於 根城中学校(上記以外)
- (2) 第二次試験 令和5年10月31日(火)～11月2日(木) 於 八戸市庁
- (3) 合格発表 令和5年11月24日(金)
- (4) 実施状況 次表のとおり

職種	採用予定者数	申込者数(a)	受験者数(b)	受験率 b/a(%)	第一次合格者数	第二次合格者数(c)		最終受験倍率 b/c
						内定	名簿登載	
短大事務	8	16	15	93.8	9	2	2	3.8
高校事務		22	22	100.0	11	6	1	3.1
障がい者	若干名	4	4	100.0	1	1		4.0
高校土木	1	1	1	100.0	1	1		1.0
司書	1	1	1	100.0	0			
保健師	3	10	10	100.0	6	2		5.0
社会福祉士	2	4	4	100.0	3	2		2.0
学芸員(考古)	2	5	3	60.0	3	2		31.5
合計		63	60	95.2	34	16	3	3.2

3 獣医師(随時募集)

- (1) 試験 令和5年10月10日(火) 於 八戸市庁  
 (2) 合格発表 令和5年10月25日(水)  
 (3) 実施状況 次表のとおり

職種	採用予定者数	申込者数(a)	受験者数(b)	受験率 b/a(%)	合格者数(c)		受験倍率 b/c
					内定	名簿登載	
獣医師	若干名	1	1	100.0	1		1.0

4 薬剤師(随時募集)

- (1) 試験 令和5年12月19日(火) 於 八戸市庁  
 (2) 合格発表 令和5年12月28日(木)  
 (3) 実施状況 次表のとおり

職種	採用予定者数	申込者数(a)	受験者数(b)	受験率 b/a(%)	合格者数(c)		受験倍率 b/c
					内定	名簿登載	
薬剤師	若干名	1	1	100.0	1		1.0

<参考：令和4年度職員採用試験実施状況 >

職種	採用 予定者数	申込者数 (a)	受験者数 (b)	受験率 b/a (%)	第一次 合格者数	第二次合格者数(c)		最終受験 倍率 b/c
						内定	名簿登載	
大学行政	14人	87	74	85.1	33	15	3	4.1
大学土木	1人	5	5	100	3	2	1	1.7
短大土木	1人	6	5	83.3	4	1		5.0
大学建築	1人	2	2	100	1	1		2.0
短大建築		0	-	-	-			
大学電気	1人	0	-	-	-			
短大電気		0	-	-	-			
大学機械	1人	1	1	100	1	1		1.0
短大機械		0	-	-	-			
大学化学	1人	2	2	100	1	0	0	
大学水産	1人	2	1	50.0	1	0	0	
大学農業	1人	0	-	-	-			
薬剤師	若干名	1	1	100	1	1		1.0
獣医師	若干名	1	1	100	1	1		1.0
短大事務	7人	22	18	81.8	8	3	1	4.5
高校事務		24	24	100	11	5	2	3.4
高校土木	1人	2	2	100	2	2		1.0
学芸員 (考古)	2人	8	6	75.0	3	2		3.0
保健師	6人	10	10	100	9	6	1	1.4
障がい者	若干名	12	11	91.7	4	2		5.5
社会人事務	3人	49	46	93.9	12	5	2	6.6
社会人機械	1人	3	3	100	1	1		3.0
社会人化学	1人	0	-	-	-			
合計		237	212	89.5	96	48	10	3.7

## 八戸市個人番号の利用に関する条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、個人番号の利用範囲に係る規定の整備をするためのもの

### 2 改正の内容

番号法の一部改正に伴う文言の整備

「法別表第2の第2欄に掲げる事務」 → 「特定個人番号利用事務」

「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」 → 「利用特定個人情報」

### 3 施行日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

### 【参考】

番号法及び条例のそれぞれで規定する事項

規定事項	番号法	条例
	(1) マイナンバーを利用することができる事務 (2) 自治体間等で情報連携をすることができる事務及び特定個人情報 ⇒ 今回の番号法の改正により番号法から別表第2が削られ、その内容が主務省令で定められることにより引き続き情報連携が可能になる。	(1) 市が独自でマイナンバーを利用することができる事務 (2) 市長事務部局内で情報連携をすることができる事務及び特定個人情報

## 八戸市窓口業務改革プロジェクトについて

### 1 概要

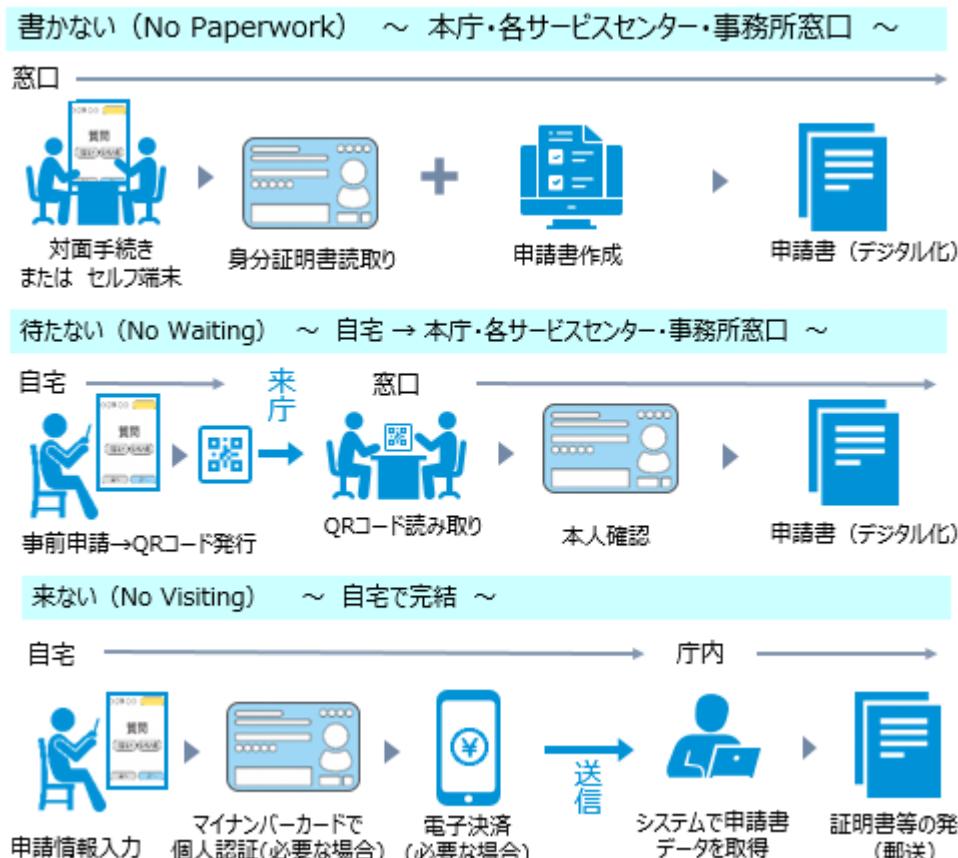
令和5年度総務省自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトに選定された。（全国12団体、令和5年度補正予算10.2億円）

市役所における申請手続の約40%をデジタル化し、書かない・待たない・来ない窓口サービスを導入する。あわせて、年間約16,600時間の業務削減と約30,000千円のコスト削減を目指し、業務効率化と市民の利便性の向上を包括的に推進する。

### 2 主な事業内容

#### (1) 書かない・待たない・来ない窓口サービスの導入

- ライフィベント系申請手続（転入・転出・転居・出生・おくやみなど）、証明書発行系申請手続（住民票、戸籍、印鑑登録など）の年間約23万件についてデジタル化を図り、書かない・待たない・来ない窓口サービスを導入。



- 各サービスセンター・南郷事務所（計11カ所）にも本庁と同様のサービスを導入。

## (2) 庁内の業務効率化

- ・ システム操作ログを活用したワークフロー分析とそのダッシュボード化を実施し、窓口業務改革の検討とバックヤード業務の効率化・集約化を推進。
- ・ 定量的なデータだけではなく、実際に職員が感じている役立ち度や業務負荷の度合い等、定性的なデータも分析し、必要に応じたRPAの導入、ボトルネックの解消、人材配置の適正化等の運用改善に活用。

## (3) 庁舎レイアウト最適化

- ・ 窓口業務の電子化・ペーパーレス化に伴い、市民・職員の動線の最適化、個別相談や総合窓口の設置等、窓口空間の在り方について検討を進め、庁舎レイアウト最適化に向けた基本計画（基本設計）を策定。

## 3 予算

- ・ 事業費 99,824千円（財源は国委託費・補助率100%）
- ・ 令和5年度3月補正予算で計上予定

## 4 主なスケジュール

令和6年3月 総務省と契約（3月補正予算議決後）

// 業者選定～委託契約

4月 仕様・業務改善の詳細を検討（庁内連絡会議、WG会議等）

5月 システム導入、関連機器調達、データ分析内容の検討

8月 庁舎レイアウト最適化に向けた検討会議、操作研修

9月 運用テスト、マニュアル作成

11月 書かない・待たない・来ない窓口の運用開始

12月 総務省へ中間報告

令和7年3月 庁舎レイアウト最適化に向けた基本計画の策定

// 総務省へ最終報告

## 5 担当部署など

### (1) 書かない・待たない・来ない窓口サービスの導入

部課名	事務
市民環境部	
市民課	住民基本台帳、戸籍、印鑑、転出入、出生、死亡
国保年金課	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療
福祉部	
介護保険課	介護保険
障がい福祉課	障害者福祉

財政部	
住民税課	原動機付自転車、小型特殊自動車、営業証明
資産税課	税関係証明
こども健康部	
こども未来課	保育園、こども園、幼稚園
子育て支援課	児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費、子ども医療費

※主な担当課のみ記載

※その他の業務についても可能なものから適宜導入

## (2) その他管理業務など

部 課 名	事 務
総合政策部	
政策推進課	八戸圏域連携中枢都市圏
広報統計課	広報、プロモーション動画作成
総務部	
行政管理課	第8次八戸市行財政改革大綱、庁舎レイアウト最適化
人事課	職員配置など
情報政策課	事業全体の総括、システム導入、操作研修など

## (3) 若手デジタルイノベーションチーム（若手職員8名を庁内公募により選出）

### 6 備考（令和5年度窓口BPRアドバイザー派遣事業）

デジタル庁が実施する窓口BPRアドバイザー派遣事業を活用し、窓口業務改革に関する支援を受けるもの。窓口業務改革ワーキンググループ構成員、若手デジタルイノベーションチームなど職員30名以上が参加。全3回実施済。

- (1) 第1回 説明会（令和6年1月11日）
- (2) 第2回 窓口体験調査・ワークショップ（令和6年1月17日）
- (3) 第3回 報告会
  - ・ 市長、副市長、部長等幹部職員に対し窓口利用体験調査の報告を行った。

## 本庁舎におけるフリーWi-Fiの整備について

### 1. 概要

オンラインでの行政手続等が今後も増加していくことを見据え、市庁舎内にフリーWi-Fiを整備し、さらなる市民の利便性向上を図る。

### 2. 整備エリア

本館全域、別館1～9階

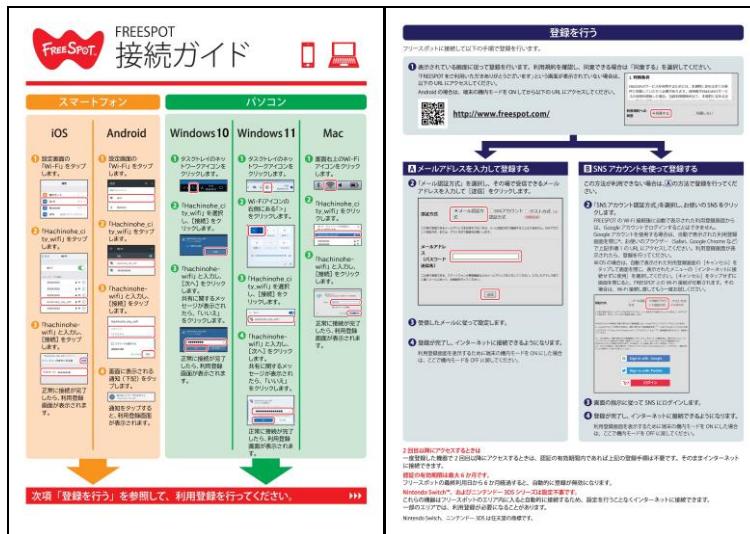
### 3. サービス開始日

令和6年2月20日

### 4. Wi-Fiへの接続方法等

各公共施設、まちなかWi-Fiと同じID、パスワードで利用可能。

各課の窓口に接続ガイドを設置するとともに、本館と別館の市民ホールやエレベーターホールにSSID・パスワードを掲示する。



接続ガイド

SSID・パスワード掲示用

## はちのへJP「びょういんチャンネル」のリニューアルについて

### 1. 概要

はちのへJP(※)について、スマートフォン、タブレット等のデバイスからの利用を促進し、さらなる市民の利便性向上を図るため、サイト内で最も活用されているコンテンツであり、市内全域の病院・診療所等の情報を網羅した「びょういんチャンネル」を全面的にリニューアルするもの。

令和5年10月にリニューアルした八戸市LINE公式アカウントのメニューからも容易にアクセスが可能であることから、より効果的な地域情報の発信に繋げていく。

※ 八戸に関する情報を掲載しているホームページやイベント情報を案内する地域ポータルサイト。  
平成14年7月より開設。

### 2. 事業開始日

令和6年2月20日（火）

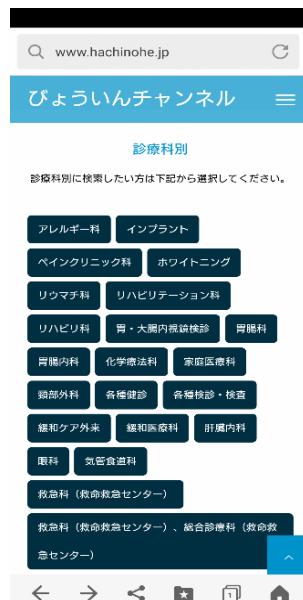
### 3. 「びょういんチャンネル」画面サンプル（スマートフォンの場合）



<トップ画面>



<情報毎に五十音表示>



<診療科別に検索可能>

### 4. 備考

- ・はちのへJP トップページ  
(<https://www.hachinohe.jp/>)

- ・びょういんチャンネル  
(<https://www.hachinohe.jp/byouin-ch/>)



<QRコード>



<QRコード>

## 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

年額報酬の支給方法について規定の整備をするとともに、学校運営協議会の委員の報酬及び費用弁償の額を定め、その他所要の改正をするためのものである。

### 2 改正の内容

#### （1）年額報酬の支給方法について

特別職の職員の年額報酬の支給期日や、年度途中において新たに特別職となった場合又は特別職の職員でなくなった場合の年額報酬の算定方法等について新たに規定するもの。

#### （2）学校運営協議会の委員の報酬及び費用弁償の額について

委員の報酬及び費用弁償を定める別表1・2に学校運営協議会の委員について追加する。

##### ・別表第1（第2条関係）

区分	報酬の額
学校運営協議会の委員	年額 3,000円

##### ・別表第2（第2条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロ メートル につき)	旅行 雑費 (1日に つき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
						甲地方	乙地方	
(略) 学校運営協議会の委員	(略)							
その他特別職の職員	各機関の長が市長と協議して定めた額							

### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 八戸市奨学金条例の一部改正（案）の概要について

### 1 八戸市奨学金の統合再編等に係るスキームの全体像

令和5年度（現行制度）	令和6年度から
<b>■第1種特別奨学金</b> 大学 2人 10万円 [評定4.5]	<b>■給付型奨学金</b> 高校 15人 2万円 [評定4.0] 大学 25人 4万円 [評定4.0]
<b>■第2種特別奨学金</b> 高校 15人 2万円 [評定4.0] 大学 17人 4万円 [評定4.0]	<b>・第1種特別奨学金（償還免除型）を第2種特別奨学金（給付型）に統合し、「給付型奨学金」に再編</b> <b>・給付型奨学金の募集人数増34人（1種2人、2種32人）</b> <b>⇒ 40人（6人、17.6%増）</b>
<b>■一般奨学金（予約）</b> 高校 10人 2万円 [評定3.5] 大学 20人 4万円 [評定3.0]	<b>■貸与型奨学金（予約）</b> 高校 10人 1~2万円 [評定3.0] 大学 20人 1~4万円 [評定3.0]
<b>一般奨学金（在学）</b> 高校 10人 2万円 [評定3.0] 大学 10人 4万円 [評定3.0] 専修 5人 4万円 [評定3.0]	<b>貸与型奨学金（在学）</b> 高校 10人 1~2万円 [評定3.0] 大学 10人 1~4万円 [評定3.0] 専修 5人 1~4万円 [評定3.0]

※赤字部分が今回の条例改正によるもの。

### 今後のスケジュール

令和6年2月下旬	3月議会への議案提出（条例改正）
3月下旬	3月教育委員会定例会への議案提出（規則改正）
4月1日	改正条例及び改正規則の施行
5月	八戸市奨学生採用選考指針の改正、令和6年度八戸市奨学生募集要項の制定

### 2 改正の理由

償還免除型の第1種特別奨学金を償還義務のない第2種特別奨学金に統合し、その名称を給付型奨学金にするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

### 3 改正の主な内容

- ・第1種特別奨学金に関する規定を削除する。
- ・第2種特別奨学金の名称を給付型奨学金に改める。
- ・一般奨学金の名称を貸与型奨学金に改める。

#### [附則関係]

改正前の条例（旧条例）の規定により既に奨学金の申請した者や決定を受けた者に不利益が及ばないよう、経過措置規定を設ける。

### 4 施行期日

令和6年4月1日

## 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、休業補償を行わない場合に係る規定の整備をするためのものである。

### 2 改正の内容

- ・休業補償について（第5条関係）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、婦人補導院法の廃止が行われていることから、婦人補導院に関する規定を削除する改正を行うものある。

### 3 施行期日 令和6年4月1日

## 学校給食費の改定について

### 1. 改定理由

物価高騰下においても、安全安心な学校給食を安定的に提供するため、給食費の単価を増額改定し、食材費予算を確保したい。

<補足>

八戸市においては、令和4年度より国の臨時交付金を活用できたことから、市が高騰分を負担することで、給食費の単価を据え置いてきた（学校給食食材費等高騰対策支援事業）。

しかし、国の臨時交付金は恒久財源ではないことから、臨時交付金終了後を見据えた時に、現在の給食費の単価のままでは、品数や栄養価などの学校給食の質を維持し安定的に提供することが難しいため、給食費の単価の改定が必要となったもの。

### 2. 改定内容

学校給食費の額を、令和6年4月から、1食あたり小学校315円、中学校375円とする。

	現行 (平成25年度から)	改定後 (令和6年4月から)	値上額
小学校	260円/食	315円/食	55円/食 10,450円/年
中学校	315円/食	375円/食	60円/食 11,400円/年

※値上げ額（年額）については、年間提供食数190食の想定

※ただし、令和6年度の児童生徒分は、国等の財政支援を活用して改定後も保護者負担は増額とならない見込み。

### 3. これまでの経緯

- 2月 5日 八戸市学校給食審議会へ諮問
- 2月 14日 八戸市学校給食審議会で審議
- 2月 14日 八戸市学校給食審議会から答申
- 2月 15日 教育委員会臨時会において改定決定

### 4. 周知のスケジュール（予定）

- 3月下旬 各学校へ通知文を送付
- 4月 各学校から保護者へ通知文を送付

八戸市教育委員会と国立大学法人弘前大学  
教育学部附属次世代ウェルビーイング研究センター・大学院医学研究科附属健康未来イノベーションセンター  
との連携協定締結について

1 協定締結式

- 日 時：令和6年1月29日（月） 11時～
- 場 所：八戸市庁（第1委員会室）
- 出席者
  - ・弘前大学  
締結者 今田 匡彦 副学部長兼次世代ウェルビーイング研究センター長  
三上 達也 医学部健康未来イノベーションセンター長  
立会人 福島 裕敏 教育学部長、長南 幸安 副学部長  
他 随行者 5名
  - ・市教育委員会  
締結者 斎藤 信哉 教育長  
立会人 八木田 満彦 教育部長、熊谷 誠二 教育部次長  
陪席者 寺井 健司 学校教育課長、梅内 太郎 教育指導課長  
河村 雅庸 総合教育センター所長

2 締結内容（概要）

- 教育学部附属次世代ウェルビーイング研究センター  
地域の教育課題に適切に対応し、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成とウェルビーイングの構築
- 大学院医学研究科附属健康未来イノベーションセンター  
地域の健康課題に適切に対応し、児童生徒、そして地域住民のウェルビーイングの構築のためのヘルスリテラシー養成

3 期 間

- 協定締結日～令和7年3月31日（以降、年度ごとの自動更新）

## 八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議 の概要について

### 1. 設置附属機関名

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議

### 2. 目的

国天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」について、自然・社会環境の変動に対応し、将来にわたるウミネコの繁殖の保護保全を図るために、文化財保護法に基づき、当該文化財の保存・活用に係る明確な基準・指針を定めた「天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画」を策定する必要があり、策定に際し、計画内容について意見等を述べるもの。

### 3. 設置日

令和6年4月1日予定（条例改正後）

### 4. 組織概要

- ①委員数 11人予定（学識経験者や地元関係者）
- ②会議 2回（6月と1月開催予定）

### 5. 今後の予定

「天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画」については、令和6・7年度の2カ年により策定する予定。

## 三八視聴覚教育協議会の廃止について

### 1 三八視聴覚教育協議会について

- ・ 視聴覚教材の活用により社会教育及び学校教育を充実させることを目的に、昭和46年4月に三八地域の市町村が共同で設置した協議会である。
- ・ 運営に当たっては各市町村からの負担金をもとに、16ミリ映写機をはじめとした機器等や視聴覚教材を共同購入し、八戸市視聴覚センター・児童科学館が保管・貸出などの管理運営を行っている。

### 2 協議会廃止の理由について

- ・ 近年のインターネット等の情報インフラ整備の進展に伴い、従来の視聴覚教材に代わる映像情報を一般家庭でも容易に入手できるようになった。
- ・ 学校現場では一人一台端末が配付されるとともに、校内ネットワークの充実が図られ、視聴覚教材をネットワーク上で利用することが可能になった。
- ・ 協議会を構成する自治体での機器等や視聴覚教材の利用件数がここ数年で大幅に減少した。

以上の理由により、本年度の協議会総会において、協議会設置当初の目的が充分に達成され、財政負担をしながら協議会を維持する必要性が薄れていると判断されたため廃止するものである。

### 3 協議会廃止までの手続きについて

協議会を廃止するにあたり、構成する各自治体の議会の承認を受け、県知事への届出が必要となるため、八戸市においては3月定例議会に議案提出を予定している。

### 4 廃止後について

協議会で購入した機器等や視聴覚教材は八戸市の備品となっており、これまでと同様に、八戸市視聴覚センター・児童科学館が管理運用し、市内の学校や社会教育施設に貸出を行うこととする。

また、三八地域の町村から希望があった場合は、引き続き貸出を行うものとする。

## 八戸市立図書館冷房設備等更新工事に伴う 休館中のサービスについて

### 1 趣 旨

市立図書館は休館中も、可能な限り市民サービスを継続するため、館外での臨時のサービスを行うもの。

### 2 休館施設

八戸市立図書館（本館） 八戸市大字糠塚字下道2-1

### 3 休館期間

令和6年3月1日（金）～令和6年7月31日（水）予定

### 4 休館中の代替サービス

#### (1) 新聞・雑誌等の閲覧

日 程：令和6年3月5日（火）～令和6年7月31日（水）（予定）

毎週火曜日から土曜日

※日曜日、祝日、月曜日、YSアリーナ八戸の休館日を除く。

時 間：9時30分～16時

場 所：YSアリーナ八戸（長根屋内スケート場）

閲覧資料：当日から1週間分の新聞（12紙程度）、最新号の雑誌（20誌程度）、

住宅地図「八戸市（最新版）」

#### (2) 臨時貸出

内 容：移動図書館車等を活用した貸出、返却、予約、予約本の受け渡し

※館内に立ち入ることはできません。

日 程：令和6年4月13日（土）、15日（月）、20日（土）、22日（月）、27日（土）

5月11日（土）、13日（月）、18日（土）、20日（月）、25日（土）

※6月以降の日程は決まり次第公表予定。

時 間：10時～16時

場 所：図書館本館車庫

#### (3) おはなし会の開催

日 時：4月～7月 毎週土曜日（5月4日（土）は除く） 10時30分～11時

場 所：八戸ブックセンター

内 容：ボランティアによる紙芝居や絵本の読み聞かせ

## 5 2月の貸出について

### (1) 臨時開館（本館のみ）

2月 26 日（月）・ 2月 29 日（木） ※本来休館日だが、臨時開館する。

### (2) 貸出点数・期間の変更について

変更期間 2月 16 日（金）～29 日（木）

貸出点数 図書・雑誌：8 冊 → 15 冊 CD：2 点 → 4 点

貸出期間 通常 15 日間を 5 月 25 日（土）まで延長（5 月 25 日は臨時貸出日）

## 6 周知方法

- ・ 広報はちのへ
- ・ 市及び図書館ホームページ等

## 7 その他

- ・ 移動図書館車は、通常どおり巡回（49 か所のステーションを月 1 回巡回）
- ・ 南郷図書館及び図書情報センターは、通常どおり開館
- ・ 3 月 18 日から図書館事務室は、市庁本館 4 階（会議室 A・B）へ移転

## 八戸工業大学・八戸市博物館共同研究成果品 のGIGAスクール端末での活用について

### I. 経過と目的

同大と当館は、新たな展示手法の一つとして、八戸の歴史と文化に関するアプリケーションソフトウェア（以下「アプリ」）を令和元年度から4年度まで共同制作し、特別展の際に公開してきた。

このうち、GIGAスクール端末での操作性に問題のない7つのアプリを、小学生の自主学習及び校外学習の際の予習と復習などに活用していただくなため、クロムブックに導入することとした。

### 2. 導入予定のアプリ一覧と調整状況

番号	アプリ名	アプリ概要	調整状況
①	はちのへ先人診断	10の質問に答えると、性格の似たタイプの「八戸の先人」が解説付きで表示される	リリース済
②	南部昔ッコ診断	10の質問に答えると、似たタイプの「昔話の登場人物」が解説付きで表示される	最終調整中
③	やるすけじいさんの八戸藩のこと、教えてやるすけ！	江戸時代の日本や八戸（八戸藩）についてのクイズ	最終調整中
④	クイズ八戸史！一問一答	当館常設展示の内容を中心に出題、振り返りや事前学習に応用可能	リリース済
⑤	参勤交代！奥州道中ウルトラクイズ	八戸から江戸までの参勤交代道中（宿場）を、○×クイズに答えながらたどる	最終調整中
⑥	かてものクイズ	救荒植物（かてもの）と野草について出題、解答画面には解説を表示	6年度以降着手
⑦	災害対策クイズ	防災に関する○×クイズを出題、正解数・解答時間により「防災率」を判定表示	6年度以降着手

### 3. 導入状況と今後の予定

- ①④を令和6年2月1日にリリース済 ※各インストール手順書をガバットにアップ
- ②③⑤は最終調整が済み次第、順次リリース
- ⑥⑦は次年度以降調整作業に着手

#### 4. アプリの一例 (令和6年2月1日にリリースした①と④の内容)

**はちのへ先人診断**

あなたは誰とそっくりさん？

10かんたんな質問に答えて、八戸を代表する先人との相性を診断してみましょう。

自分の知らない新たな一面にきづくことができるかも？

やってみる！▷

八博/八工大

①トップ画面

**はちのへ先人診断**

問1 科学や機械に興味がある

はい  
どちらともいえない  
いいえ

◀1つ戻る  
◀◀最初に戻る

八博/八工大

②回答画面、三択方式で10問に答える

**はちのへ先人診断**

【診断結果】  
あなたは...  
**今淵 正太郎**  
(いまぶち・しょうたろう)  
タイプ！  
薰り高い文化の風を感じられる人もかも？

解説を読む

八博/八工大

③八戸の先人 22人の中から誰かに結び付けられる

**はちのへ先人診断**

今淵 正太郎 (いまぶち・しょうたろう)  
ってどんな人...？

鳥屋部町に生まれ、京都帝国大学に在学している頃から古美術に興味を持ち、私生活は質素豪約としながらも、一流品には私財を惜しまなかった。戦後八戸へ戻ってからは、郷土資料の収集にも尽力。「郷土八戸に文化の薰りを」と美術館の構想も進む中、鎌倉で病に倒れたが、その遺志を受けた夫人が収集品を八戸市へ寄贈、市は特別功労者として称えた。コレクションは現在、八戸市博物館で保管・展示されている。

◀1つ戻る  
◀◀最初に戻る

八博/八工大

④先人のより詳細な情報が見られる

このもんだいがとけるかな？

**クイズ 八戸史！**

一問一答

やってみる

ランキングを見る  
もどる

八戸市博物館/八戸工業大学

①トップ画面

分野を選んでね！

1 考古  
2 歴史  
3 民俗

もどる

②分野を三択(ここでは考古)

レベルをえらんでね！

レベル1 かんたん  
レベル2 ふつう  
レベル3 むずかしい

もどる

③レベルを三択(ここでは1)

**第1問**

じょうもん時代によく作られた土の人形をなんと  
いうでしょう。

A. 石偶 (せきぐう) あと 23

B. 岩偶 (がんぐう)

C. 土偶 (どぐう) いまのとくてん

D. 木偶 (もくぐう) 0

④30秒以内に四択から解答

**結果発表！**

5問中 4問正解  
80 /100 ポイント

すごいポイントだ！

ランキングにとうろく  
おわる

⑤5問で結果発表、ランキング登録も可能

アタリ！

+ 20 ポイント！

つぎへ (2)

正答画面

ハズレ

C. 土偶 (どぐう)

つぎへ (1)

誤答画面

じかんぎれ...

C. 土偶 (どぐう)

時間切れ画面、自動で次画面へ